

社会福祉法人 三愛学園

役員報酬規定

- 1 (目的) この規定は、社会福祉法人三愛学園（以下、「本法人」という）の役員の報酬に関する事項を定めるものである。
- 2 (役員) 役員とは、本法人の理事・監事・評議員・評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。
- 3 (報酬の対象) 本法人の定例及び臨時の理事会・監事会・評議員会・評議員選任解任委員会及び苦情解決委員会に出席した役員に支払うものとする。
- 4 (報酬額) 一人1回につき5,000円とする。
- 5 (その他) (1) 理事会、監事会、評議員会・評議員選任解任委員会及び苦情解決委員会以外の会議等出席の場合は、評議員会において専決する。

(2) この規定の改定は本法人の評議員会において行う。

この規定は平成14年4月1日より施行する
平成29年6月16日改定する